

会議名称	令和元年度第4回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時	令和元年12月24日(火) 14時00分から16時15分まで	
場所	杉並区役所 第5・6会議室(西棟6階)	
出席者	委員	長谷川会長、井口委員、井上委員、庄司委員、堤委員、三田委員、山崎委員、奥山委員、國崎委員、新城委員、関口委員、富田委員、松本委員、加藤委員、佐藤委員、細川委員
	実施機関	齋木区民生活部管理課長、阿出川区民課長、青木国保年金課長、秋吉介護保険課長、河合障害者施策課長、笠子ども家庭支援担当課長、 畠山高井戸・和泉保健センター担当課長、正富特別支援教育課長、 梅澤地域施設担当課長、井上健康推進課長
	事務局	喜多川情報・行革担当部長、吉川情報システム担当課長、塩畑情報政策課長
傍聴者	0名	
配布資料	事前	・資料1 令和元年度第3回杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録 ・資料2 令和元年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会報告・諮問事項
	当日	・会議次第

【会議内容】

- 1 令和元年度第3回会議録の確定
- 2 報告・諮問事項

番号	件名	審議結果
諮問第38号	消費者生活相談システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第28号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第29号	住民基本台帳管理に関する業務の外部結合について(追加)	報告了承
報告第30号	住民基本台帳ネットワークシステム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	報告了承
報告第31号	国民健康保険出産育児一時金支給に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第39号	国民健康保険出産育児一時金支給に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第40号	出産育児一時金システム(小型)に記録する個人情報の項目について(新規)	決 定
諮問第41号	国民健康保険システム(中央)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
一般報告	介護保険分野における旧氏併記の取扱い開始について	報告了承
一般報告	障害者福祉分野における旧氏併記の取扱い開始について	報告了承
報告第32号	障害児通所支援事業に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第42号	介護保険給付に関する業務の外部委託について(追加・変更)	決 定
諮問第43号	児童虐待の予防と解決のための調整に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第44号	子ども家庭相談システム(小型)に記録する個人情報の項目について(追加)	決 定
報告第33号	教育指導に関する業務の登録について(追加)	報告了承
諮問第45号	教育指導に関する業務の外部委託について(新規)	決 定
諮問第46号	教育指導に関する業務の労働者派遣について(新規)	決 定

諮問第 47 号	医療的ケア実施及び記録管理・報告システム（小型）に記録する個人情報の項目について（新規）	決 定
諮問第 48 号	指定管理者が管理する個人情報の取扱いについて	決 定
諮問第 49 号	中央電子計算組織に係るシステム運用等に関する業務の外部委託について（変更）	決 定
報告第 34 号	受動喫煙防止対策に関する業務の登録について（追加）	報告了承
諮問第 50 号	受動喫煙防止対策に関する業務の目的外利用について（新規）	決 定
諮問第 51 号	受動喫煙防止対策管理システム（小型）に記録する個人情報の項目について（追加）	決 定

会長	<p>本日は御多用の中、当審議会へ御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和元年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。初めに、本日御都合により欠席される委員について事務局からお知らせをお願いします。</p>
情報・行革担当部長	<p>本日の会議に欠席される旨の御連絡がありました委員は、阿部委員、石川委員、桐野委員、柴田委員、水町委員の計5名です。なお、國崎委員は御欠席とは連絡を受けておりませんので、後ほどいらっしゃるものと存じます。</p>
会長	<p>それでは議題に入ります。本日の審議の進め方ですが、次第としてお配りしてありますように、前回の会議録の確定を行い、報告・諮問案件の審議をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。本日は諮問事項が多数ありますので、御協力のほどよろしくをお願いします。</p> <p>それではまず、資料1の令和元年度第3回の会議録についてですが、事務局から修正、補足説明等がありましたらお願いします。</p>
情報政策課長	<p>特段ございません。よろしくをお願いします。</p>
会長	<p>それでは、委員の皆様のように前回の会議録について訂正箇所、御意見等がございますか。ないようですので、令和元年度第3回会議録については確定とさせていただきます。</p> <p>それでは次に、次第3に進みます。令和元年度第4回審議会報告・諮問事項につきまして、資料2です。それでは、情報・行革担当部長、諮問文の読み上げをお願いします。</p>
情報・行革担当部長	<p>諮問文を読み上げて会長に渡す。</p>
会長	<p>ただいま、情報・行革担当部長から諮問文をお受けしました。それでははじめに、諮問第38号、報告第28号、報告第29号・第30号について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>諮問第38号 報告第28号 報告第29号・第30号</p>	
情報政策課長	<p>諮問第38号について説明する。</p>
情報システム担当課長	<p>報告第28号、報告第29号・第30号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、御質問がありましたらどうぞ。</p>
委員	<p>まず諮問第38号です。今回、P I O - N E Tに個人情報を含めたデータを送ろうとしているわけですが、その法的根拠をまず伺います。もう1つは、今現在エクセルデータがあるわけですが、そのセキュリティの状況をお伺いしたい。どういうことかと言うと、パスワードがきちんと掛けられているのかどうか、それから、全てが一覧の情報になっているのかどうか。どういうことかと言うと、万が一パスワードが漏れるなどしてそのデータを誰かが見ることがあったときに、名前から住所から全てのデータが入っていると、もうそこでわかってしまいます。ところが、例えば、ファイルを2つとか3つに分割するなどして、それぞれを後で合体できるような形式にするというような工夫をすれば、万が一漏れたとしてもリスクが非常に少なく、漏れるリスクが低いという、セキュリティの観点からということで、以上2点をお伺いします。</p>

区民生活部管理課長	<p>まず法的根拠ですが、1つは消費者基本法というのがありまして、国民生活センターが情報を収集するという規定があります。また、消費者安全法という法律があります。こちらにはP I O-N E Tの規定が盛り込まれております。そして、国民生活センターでP I O-N E Tを運用するに当たっては、P I O-N E Tデータ取扱規則という内規を設けて、データの利用などについて定めております。根拠という点では、そのような法律や規則に基づいて運用されておりますので、私どももそれに基づいて処理をしているものです。</p> <p>それから、現在の個人情報の取扱いについての御質問がありました。エクセルデータで個人情報を区が自ら保管をしております。こちらは、パソコンの中に保管をしておりますので、パスワードをもちろん設定します。しかも、その個人情報にアクセスできる者は、現在、消費者センターの所長と主査のみという管理体制にしております。一方で、データの分割をされるようなお話が先ほどありましたが、そのような取扱いは現在しておりません。</p>
委員	<p>では、今回、P I O-N E Tに送るようにしますという、その書式は共通のものになるようですが、それはどのようなのですか。つまり、先ほど私が心配しているセキュリティの面でどんなリスクヘッジが掛かっているのでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>こちらはもうエクセルということではありませんで、その情報を、回線を通じてデータセンターのほうに送るような仕組みになっております。センターでの管理の方法については、政府推奨の暗号化を使って個人情報を管理しておりますので、私どもとしては、現在の、言わば身近にあるパソコンで保管をしているよりはセキュリティとしては向上するものと考えております。</p>
委員	<p>送った後は、そのデータは杉並区のものには杉並区しか見られないと言っています。ということは、いわゆるビッグデータのようなものとしてP I O-N E Tが、若しくは消費者庁が、個人情報付きのデータをいろいろ利用するということまでは、要請されていないということでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>あくまでも、杉並区のデータをデータセンターで保管をしてもらうという立場ですので、杉並区が保管をして杉並区が利用するというだけのシステムと理解しております。国がそれを活用するということにはなっておりません。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今の諮問第 38 号についてです。専用端末の取扱いについて数点確認させてください。この専用端末というのは、ウェルファームにある消費者センターの中に区として1台管理しているという認識でよろしかったでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>現在、9台を使って、一人一人の相談員の手元に置いて、相談ごとに見たり入力をしたりということが出来る体制になっております。</p>
委員	<p>少しそれを聞いて安心しました。確認ですが、そうすると9台の端末にはそれぞれ相談員の人が自分で管理しているパスワードが設定されていて、要はパスワードの共用みたいなことは行われずにセキュリティは確保されているという認識でよろしいですか。</p>
区民生活部管理課長	<p>そのとおりでございます。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今の諮問第 38 号に関連してお伺いしたいのですが、入力についてはセンター</p>

	<p>の職員が直接入力するということでよいのか。</p> <p>もう一点ですが、電算入力記録票の文言の整理で、全国共通になるということにより違いが出てきており、例えば「契約者氏名」、「被害者氏名」という文言が表記されているのですが、これは従来のものとどのような違いが出ているのか、確認させてください。</p>
区民生活部管理課長	<p>まず、入力については一人ひとりの職員ごとに処理をすることになっていきますので、パスワードの管理については個別のものを使っております。</p> <p>それから、今回、電算入力記録票の修正と新規のものを入れさせていただきましたが、例えば今御指摘の「契約者氏名」については、消費者の方の、問合せや相談を寄せられた方の氏名を記録する項目です。一方で「被害者氏名」は、その名のとおり、何か物を買ったり物を使ったりした場合に、何か事故などが起きて被害が発生した場合に記録する項目で、契約者自身が被害者などにもなり得ることから、両方の記録ができるようになってきているというものです。</p>
委員	<p>効果のところ、「事業者名の名寄せ機能」とあるのですが、それは杉並区だけが名寄せができるということですか、それとも共通になっているから全体的に名寄せができるようなということになるのでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>事業者の部分ですと個人情報ではございませんので、全国的にネットワークの中でそれを使っているところが見られるような情報になっており、ほかの区市町村、都道府県での情報も名寄せができる仕組みになっています。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>報告第 29 号・第 30 号に移ります。今回、送付先住所のデータを送ってくださということが要請されており、杉並区から発送停止の依頼もしますということなのですが、それぞれまず法的根拠を教えてください。</p>
区民課長	<p>法的根拠ですが、こちらは記載のとおり、省令第 36 条第 1 項に「委任市町村長は、次に掲げる事項について、機構に通知するものとする。」とあり、同項第 2 号に「通知カード等の発送先の住所等」と記載がありまして、こちらが法的根拠となっているところです。</p>
委員	<p>法的根拠はあるということなのですが、送ってくださと依頼しているのは、ここでは「機構」と書いていますが、いわゆる J-L I S ですね。J-L I S は国の機関ではないわけです。ですから、例えばどこかにあるのですか。確かに杉並区はいろいろ委託していますから、それに基づいてやっているのだと思いますが。</p>
区民課長	<p>先ほどの省令第 35 条第 1 項に、「市町村長は、機構に、通知カード及び個人番号カードに係る事務のうち次に掲げる事務を行わせることができる。」としており、同項第 7 号に「個人カードの作成及び運用に関する状況の管理」というものがございます。それに基づいて、第 36 条第 1 項で J-L I S に通知するものの項目に、「通知カード等の発送先の住所等」というのがございまして、こちらを通知しているところです。</p>
委員	<p>ちょっと話がずれていると思いますが、もうここは深掘りしません。</p> <p>もう 1 つですが、DV 被害者に関しては発送しないでくださいということをして J-L I S をお願いするわけですが、これは非常に重要なことだと考えています。例えばマイナンバーカードのデータのやり取りをするときには、自動的に応答しなければいけないわけです。ところが、DV などの方に限っては、応答</p>

	<p>しませんという不応答フラグを立てることはできるわけですが、それは法的な根拠があるのではなくて、自治体がそれぞれ個別に運用しております。そういった意味でも、私は国の姿勢が非常に問題であると思っているのですが、今回、杉並区はこのように、DV被害者に対しては発送しないでくださいとJ-LISに対して言うということについて、とてもいいことだと思っているのです。</p> <p>その法的根拠がないのであれば、杉並区が自主的にやっているのかどうか、その辺のことを教えてください。</p>
区民課長	<p>今回の有効期限切れの方々へのそれぞれの連絡というところについては、J-LISが法に基づかずに、それぞれ通知をしているところですが、そもそも先ほどお話したように、住所の情報だと思っているのですが、個人番号カード等の送付先というの、区から通知をしています。実際の住所と送付先が異なる方については、DV被害者であるとか、災害被害者で別の所に住んでいるといったことも想定されますので、そういったの方々にはJ-LISから通知せず、区のほうで確認してくださいという連絡が来ています。その上で、今、区でもその情報を頂いて、最新のものに確認して、改めてJ-LISのほうに連絡をし、この方々は送付の対象にならないというようなことを、それぞれ双方向でお伝えした上で、ミスがないように進めているといったところが現状です。</p>
委員	<p>今の御答弁の中で、J-LISへの今回の要請には法的根拠はないという文言がありました。それはいいです。要請に応えてはいけないということをお私には言いたいわけではなくて、今、御答弁いただいたように、DV被害者については人の命にかかわることですから、もちろんその中に住所は入っていないのだけれども、そこを1つのヒントとして、逃げた妻の後を追っていくことはできるかもしれない。本当に重要ですよ。殺人事件が起きていますから。そういうことで、今後も引き続きお願いいたします。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>諮問第38号に戻ります。現状のエクセルの管理、個人情報が含まれたエクセルの管理のほうは、アクセスは所長と主査のみとおっしゃっていて、今後、システムが変わるとP I O-N E Tに個人情報を入れるということは、9台の端末からそれぞれの相談員が個人情報にアクセスできるようになるということと理解していいのですか。今までは個人情報は2人しか見られなかったのが、今後はプラス9名が見られるようになるということですか。</p>
区民生活部管理課長	<p>新しいシステムになった場合、9台の端末で相談員が見られるようになります。それは、相談員自体も個人情報を日頃扱っていますので、特に問題はないと思います。閲覧については、従来どおり主査と係長がしていく予定です。</p>
委員	<p>そうすると、相談員の方は、入力是可以るけれども、個人情報については、閲覧はできないように、システム上で何かロックなりセキュリティを掛けるということでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>これからの新しいシステムですが、それぞれの相談員も個人情報は見られることになります。</p>
委員	<p>そうすると、今までは入力する方は見えても、後で閲覧するときは所長と主査のお二人しか個人情報は見られなかったけれども、今後は相談員が、もしかしたら相談者がいないときに自分で杉並区の状況はどうだろうというようにアクセスして、全員の個人情報を見ることができるようになってしまうと。個</p>

	<p>人情報に対するアクセスが拡大してしまうということですよ。</p>
区民生活部管理課長	<p>複雑で大変申し訳ないのですが、個人情報自体を見ることは、現在も相談員の場合には見られるようになっていくということです。先ほど私が申し上げた、パソコンに対して保管したり操作すること自体は、センターの所長と主査が今やっているということで、相談員が中身をいじることはできないということです。今も見ることにはできるということです。入力もできます。</p>
委員	<p>分かりました。現状と、システム移行後も、見られる人の範囲は変わらないという認識でいいですね。</p>
区民生活部管理課長	<p>そういうことです。</p>
委員	<p>相談員の方が見なければおかしい話なので、エクセルを主査と所長だけがアクセスできるという現状がおかしいと思ったのですが、そうではなかったということですね。了解しました。</p> <p>このエクセルで管理している個人情報については、P I O - N E Tにデータ移行を行うことになると思うのですが、移行後は、このエクセルのファイル自体、データ自体はどのような管理になるのでしょうか。</p>
区民生活部管理課長	<p>移行して、データセンターのほうでしっかりと管理できるようになれば、区で保管する必要はなくなりますので、その時点で廃棄することになります。</p>
委員	<p>そのようにしていただけるのが確認できました。</p> <p>ちなみに、私はシステムをやっている、データ移行のときに個人情報の漏えいや別な人の名前の方に別な人のデータを入れてしまったり、個人情報で混乱してしまったり、不必要な提示になってしまったというようなトラブルが一番大きいのですが、今回、データ移行の作業が、パンチと言われていて手で入力する作業なのか、それともCSVデータなどを使ってシステム的にやるやり方なのか、その辺はどのように予定されていますか。</p>
区民生活部管理課長	<p>エクセルのデータは外部に漏れないように暗号化してありますので、それをそのまま移行することになります。その手法をお知りになりたいということでしょうか。</p>
委員	<p>そのままというのは、データをそのまま新しいシステムのほうに転送というようにするのか、データを見ながら係の人がパンチ入力を1件ずつやるというデータ移行の方法を取るのかということです。手入力のほうはすごくミスが多いので、基本的にはやらないほうがいいと思うのですが、どのようにやられるのかということを確認したかったということです。</p>
区民生活部管理課長	<p>ミスがあったら大変まずいと思いますので、現在のデータを、そのデータの状態で行う方法を取ります。</p>
委員	<p>分かりました。あと、報告第29号・第30号ですが、今回最新のものの住所と確認するために、システムに変更が加わると。もともと、この最新のものと確認する必要があるのだったら、機構側に住所などは持たせないほうがいいと思うのですが、その辺はどういうシステムの構築の考え方になっているのかなと思っていて。要するに、機構が持っているデータと区で管理しているデータで差異が発生するようなものであれば、機構側に送付先の住所のデータを持たせる必要性がないと思うのです。基本、個人情報というのは不必要な情報は持たないというのが大前提になっているのです。いちいち確認する必要があるの</p>

	<p>だったら、そもそも機構側に住所などは持たせないほうが良いと思うのですが、その辺はどういうシステムの構築の考え方になっているのでしょうか。</p>
区民課長	<p>こちらは住民票の情報と送付先の情報があります。その送付先の情報について、抽出の基準日等に若干タイムラグがあるということなので、ずれている場合があるかないかも確認するということです。</p>
委員	<p>余り納得できないのですが、ちなみに、今回は有効期限が切れる個人番号カードについて、それぞれ3か月前に作業していくということですが、これは今後、毎月のようにこの作業が発生してくるということですのでよろしいのでしょうか。</p>
区民課長	<p>お見込みのとおりです。</p>
委員	<p>システムの構築の仕方について疑問が残ります。報告なのであれなのですが、最後に、DV被害者等、通知を住民票上の住所に発送されることが不利益となる区民についてですが、先ほどから話題に上がっていましたが、これも洗い出しというのは区が手作業で行うということですか。システムでフィルターを掛ければすぐにその人が出てきて、システムによって発送停止の依頼ができるというものなのか。</p>
区民課長	<p>そういった方々には、送付先の確認等の情報も本人から申請いただいていますので、そういった情報と照らし合わせるということです。現在、送付先は70名ほどの方が登録をしていますので、それぞれの方の確認をしているところなんです。</p>
委員	<p>確認というのは、1人の人が手作業で、こっちのファイルと、機構から来たデータとを目で見て確認するという方法なのか。とても、アナログなやり方で、すごくミスが発生しやすいやり方だと思うのですが、その辺はどのようにされているのですか。</p>
区民課長	<p>確認に当たっては、DVの担当が、住基情報にサインを立てていることを、さらには別の職員が2人で見た上で、係長、課長で、それぞれ四重のチェックをしています。そうしたことで、絶対にミスを発生させてはいけないものですので、そのように念には念を入れてやっております。そういったところをやりながら、ミスがないように頑張っていきたいと思っています。</p>
会長	<p>質問は打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。</p>
区民生活部管理課長	<p>補足させていただきます。先ほど消費者相談の関係のシステムで、個人データとビッグデータの御質問がございました。私、個人データのほうは国が扱うことはないというところだけを御答弁したのですが、このシステム自体は、個人情報、国は見ませんが、事件とか事故の大きなデータのほうは、全国共通で使えるようにしております。その辺を補足させていただきます。</p>
会長	<p>今の補足について何かありますか。御意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>諮問第38号についてです。データの移管作業が発生するというので、被害に遭われた方の個人情報もかなり重要な情報だと思いますし、その移管によるミスで個人情報の漏えいがないように、対応をしっかりとっていただきたいということを意見として申し添えて、諮問第38号については承認とします。</p> <p>報告第29号・第30号について質疑をさせていただきましたが、この短い質疑の中でシステムの問題点というのは、今一明確にはなっていないのですが、聞いていても、たくさん項目がある中で、住所をわざわざ確認しなければいけないというところでは、大変疑問の残るものですし、そもそも有効期限が近付</p>

	<p>いた個人カードについての対応が、今、この時点でシステム的に対応されているということで、システム構築時に有効期限のことを考えていなかったのかなというのを考えると、ちょっとずさんなのではないかと思えてなりません。</p> <p>個人番号システム、個人番号カード等については、いろいろと問題があるものだと思いますので、杉並区としては個人情報、個人番号の取扱いについて、私はやめていくべきだということを意見として申し述べさせていただきたいと思ひますし、DV被害者のほうについては、四重のチェックをされているということですが、人の行うことですから、4人が見ても失敗するときもありますので、ミスがあることを前提に、それをどうやったら取り除けるかというのを改めて考えていただいて、本当にDV被害の方々の命に関わることだと、先ほどの質疑でも皆さんおっしゃっていますので、そこだけは重々対応させていただきたいということを、この報告に対しては意見を述べさせていただきます。</p>
会長	ほかに御意見はございますか。
委員	<p>最後のDVの件ですが、私は四重のチェックで十分だと思うのです。本当によくやっていると思います。もう、どうやっても人為的なものは防げないときがありますし、先ほど死者が出たというお話がありますが、あれは非常に特殊なケースで、1年前に横浜地裁で判決が出ているのです。それをよく見ていただければ分かるのですが、ああいうのは、もちろんあってはならないことですが、なかなか防ぎようがなく、それを全部個人情報の漏えいのせいにする人がいらっしゃるのですが、実は全然違うのです。判決文をよく読んでいただきたいのですが、それを読むと分かるように、実際の賠償額は100万円なのです。人が亡くなっているのですが、100万円なのです。</p> <p>個人情報の漏えいがあるってはない。それはもちろん非常に大事なことで、特にこういうケースは問題があるなとは思いますが、やはり、それをゼロにするということは物理的にはなかなか難しいですし、私は四重のチェックをして、杉並区は本当によくやっていたらいいなと思います。</p>
会長	<p>ほかに御意見はないですか。それでは、報告第28号から報告第30号は了承、諮問第38号は決定とさせていただきます。</p> <p>続いて、報告第31号と諮問第39号・第40号、諮問第41号、一般報告2件について、事務局から御説明をお願いします。なお、大分時間が経過していますので、手短かに質問していただきたいと思ひますし、答弁のほうも簡潔にうまくやっていただきたいと思ひます。では、お願いします。</p>
<p>報告第31号、諮問第39号・第40号 諮問第41号 一般報告</p>	
情報政策課長	報告第31号、諮問第39号・第40号について説明する。
情報システム担当課長	諮問第41号、一般報告について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	2点に絞って質問させてください。まず報告第31号についてですが、10ページの個人情報登録票の中で、心身等の情報の「妊娠・出産の状況」という記載がありますが、これは具体的にどの程度の情報を登録するのかを確認します。
国保年金課長	こちらについては、出産した医療機関の情報や出産した国、出産時の状況、

	事業者からの調査の結果などを入力するものです。
委員	分かりました。もう1つ、13 ページにある諮問第 41 号ですけれども、国民健康保険システムに、「証氏名記載変更対象者サイン」を追加するということを書いてあるのですけれども、これは手書きのサインをペンタブか何かで受けて、それを画像として記録するという対応でしょうか。
国保年金課長	いわゆるフラグということで、マークを付けるだけになります。
委員	それに関連して、保険証等への旧氏併記は手書き対応とするとあると思うのですが、これは被保険者の手書きになりますか。それとも職員が書くのですか。
国保年金課長	職員が預かって、いわゆる後から機械で刷り込むような作業になります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 39 号・第 40 号のところですか。そもそも論なのですけれども、今回、厚労省の通知があって、これを受けて区においては外部委託するということなのですけれども、「区においては」ということは、他の自治体は外部委託しないところもあるということなのでしょうか。
国保年金課長	今、実施を確認している所は 23 区でいいますと、荒川区ですが、ほかの区では実施の確認はできておりません。
委員	というと、荒川区以外の 21 区は、外部委託するのかもしれないのか、それも分からないということですか。
国保年金課長	実施していないという状況です。
委員	年間の入力が大体 15 件程度ということなのですけれども、これは外部委託する必要はあったのでしょうか。裏を返せば、区の職員の皆さんでやれないものなのでしょうか。
国保年金課長	海外での出産となりますと、証明書自体が外国語で作成をされております。その言語は多岐にわたりますので、特定の言語だけではないということで、専門業者に委託しなければ実施ができないと判断しております。
委員	もちろんそうだと思うのですけれども、おそらくこの翻訳業務に係る英語は、今回のこの案件に関しては大体決まっているわけじゃないですか。であるならば、正直、わざわざ年間 15 件で外部委託する必要もないかなというのが、私の個人的意見です。この外部委託に、どれぐらいの金額が掛かるのでしょうか。
国保年金課長	1 件の調査について、25,000 円を予定しております。
委員	1 件 25,000 円で年間 15 件、いろいろ数は変わるけれども、それ掛ける 25,000 円ということですよ。分かりました。私個人としては、外部委託する必要はないのかなと思いました。
国保年金課長	現在想定している言語として、英語以外にも中国語、韓国語、フランス語、タイ語、マレーシア語、ネパール語などの言語もありますので、専門業者による委託が適切と考えたところです。
委員	分かりました。今は結構 G o o g l e とかで書類を写真などで撮ると、その場で翻訳してくれるようなアプリがあったりして、そういったアプリもかなり充実しておりますが、ネパール語などは、なかなか触れる機会がない言語だと余計に難しいと思うので、分かりました。 もう1つが、諮問第 41 号です。先ほど他の委員からも話が出ましたけれども、手書き対応ということで、職員が手書きをしてデータを取り込んでするみたいな話があったと思います。例えば、仮に私が保険証に自分で手書きをしたもの

	と、あとはきちんと職員の皆さんが書いてデータを取り込んだもの見分けは、きちんとつくのでしょうか。
国保年金課長	国保の場合については、後からプリンタで印字をする方式になりますので、手書きではなく印字での追加記入ということになります。その部分だけマスクをして、一旦印字されないようにして、後から別に旧氏が含まれたものを追加印字するようなイメージになりますので、見分けは可能と考えております。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 39 号・第 40 号です。先ほどの答弁の「妊娠・出産の状況」の説明の中で、「事業者の調査」とおっしゃいましたが。ちょっとそこが聞き取れなかったのです。
国保年金課長	「妊娠・出産の状況」の中で、事業者からの調査の結果もその中に含まれているものです。これは現地へ電話での聴き取りを行いますので、その結果を記述したものとお考えいただければと思います。
委員	なぜそのようなことを聞くかといいますと、もちろん不正受給は根絶させねばならないのですが、今回は国籍を含む 3 つの情報を入手するだけで不正が防止できるのか、素人なりに考えたのですが、分からないのです。一方で、この情報も集めたほうが良いというアイデアを私が持っているわけではありませんで、この 3 つがあれば防止できるということを御説明いただけますか。
国保年金課長	不正受給の場合には、架空の出産について虚偽の申請をするというケースが多くあります。それを防ぐためには、現地の情報を取り、まず現地に渡航したかどうかという状況、それがここで申し上げる住所等の異動情報になりますので、旅券の記録や旅券の実物を確認すれば、実際に海外へ行っている、そして、実際に出産をしているという病院の証明があれば、かなりの正確度でそれが防げるものと考えているところです。
委員	そうすると、今回は 3 つの情報を追加で徴収し、記録しますだけではないと。パスポートを見せてください、どこにいつ行きましたか、そこからどう行きましたか、どこに泊まりましたか、どこの病院に入院しましたかといった情報も入手するわけですね。そのことは、ここには書かれていないと思うのですが。
国保年金課長	そちらについては、「住所等異動状況」の中に含まれているということです。あとは国の通知が出ており、通知の中の解釈として、この住所等の異動情報に、そういった情報が含まれるということで示されているところです。
委員	「住所等異動状況」の中に、そこまで広い意味が含まれているということは、大変びっくりしました。大変問題だと思いますが、これはこれで終わります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	1 点だけ確認をさせていただきます。多言語ということで、あらかじめどこの国かが分からないという状況の中で、民間事業者に委託ということになるのですが、23 区では荒川区だけが既にそれをやっているということはわかりました。この外部委託記録票の中では再委託も禁止になっていますが、当然全ての言語ができる人たちの雇い入れている事業者が対象になるということでしょうか。
国保年金課長	既に実績のある事業者をこれから選定する予定です。そういった多言語ができるスタッフがいる業者を選定してまいります。現に海外医療費という別の給付がありまして、そこでも同じような点検を委託している業者がありますので、そういった実績のある事業者を選んでいくつもりです。

委員	もちろん多言語に長けている点と、やはり医療行為が伴う部分でもありますので、そういう知識をしっかりと保持されている、認識のある事業者にとということですね。分かりました。
会長	ほかに御質問はありますか。
委員	1件 25,000 円というのは、英語であろうと何であろうと 25,000 円だと確認しました。掛かるお金はケース・バイ・ケースだと思うのですけれども、1,000 円ぐらいでできますよね。紙1枚送ってそれで終わりというケースもたくさんあると思うのですが。
国保年金課長	言語による単価の差異はありませんので、一律 25,000 円ということですよ。
委員	英語は大体 3 分の 1 ですよ、通訳を頼むときでも。しかも、先ほどお電話とおっしゃいましたけれども、電話ですと証拠がきちんと取れないから録音しなければならなくなってしまうので、普通やり取りは紙面でやるのではないですか。電話もたまにすると思うのですけれども、何か若干解せたくないですか。
会長	一律 25,000 円でやっているという答えなのですね。
国保年金課長	実際の基本料金は、電話照会での単価が 25,000 円ということになります。翻訳の難易度、言語によって金額に変更はございません。翻訳は別料金で 15,000 円掛かるということで、25,000 円プラス 15,000 円の 40,000 円ということですよ。
委員	入札が掛かるのですか。
国保年金課長	随意契約ということになります。
委員	ちなみに杉並区は幾らまで随意契約が可能なのですか。当然、上限はありますよね。
国保年金課長	今分かる限りですが、課長決裁では 50 万円以下ということになります。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	最後に基本的なところですが、委託先との授受の方法が「文書」となっておりますが、それはどういったものを想定されているのか。また、その文書は委託先でどのような管理を予定しているのか、その辺りだけ確認させてください。
国保年金課長	書類のやり取りについては、基本的には郵送で、簡易書留で行う予定です。
委員	向こうの管理は、どういう管理を想定しているのですか。
国保年金課長	向こうの管理については、仕様書の中で個人情報の管理の条項を定め、厳格に管理することとしております。
会長	ほかに質問のある方。ないようですので御意見のある方はどうぞ。
委員	審議を通じて、諮問第 39 号・第 40 号、第 41 号並びに報告第 31 号については了承とさせていただきます。 先ほども質疑の中で出ていた 13 ページの諮問第 41 号の、「保険証等への旧氏併記は手書き対応とする」という部分の「手書き対応」というのが、審議の中で確認した実際の内容とかなり大きく異なるように感じましたので、この辺りは、今後、実態に合った正確な表記に対応いただくことを要望いたしまして、意見とさせていただきます。
会長	ほかに御意見はございますか。
委員	諮問第 39 号・第 40 号、報告第 31 号です。契約の金額については、いろいろと気になることはありましたが、専門の翻訳、通訳等の方に依頼するのは必要なことだとは思いますが、ただ、文書の管理については、郵送でということ、紛失等で個人情報の漏えいにならないようにしっかりと対応していただきたい

	<p>ということ意見を意見として求めて、賛成、承認とさせていただきます。</p> <p>それから、諮問第 41 号と一般報告のほうですが、旧氏併記ができることは大変重要なことだと思いますが、今後、システム的にできるような対応をしないか、毎回それを手作業で、さらに印字をしてというと、工数がどんどん増えていって大変なことだと思いますので、その辺りの対応をしっかりとさせていただきたいということ意見を意見として申し述べて、承認とさせていただきます。</p>
会長	<p>ほかに御意見のある方。特にないようですので、報告第 31 号、一般報告 2 件は了承、諮問第 39 号から第 41 号については決定いたします。</p> <p>続いて、報告第 32 号、諮問第 42 号、諮問第 43 号・第 44 号について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>報告第 32 号 諮問第 42 号 諮問第 43 号・第 44 号</p>	
情報政策課長	<p>案件について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明について、御質問があればどうぞ。</p>
委員	<p>まず、諮問第 42 号です。多分、CDなどを渡して、全然違う離れた場所でそれを出力して、ラベルを貼るなりして封入作業をするのかと思いますが、今まで、区では、区役所の中のどこかの部屋を使って封入作業をしていたのではないですか。シールを出すところから外へ持って行くというのは、私はとても心配なのですが、どうですか。</p>
介護保険課長	<p>これまでは区で印刷をしまして、それを内部の、介護保険課でいえば、認定業務を受託している業者に封入・封緘作業を委託しております。今回は、データの印刷から発送までの一連の内容を委託するといった内容です。</p>
委員	<p>そうしますと、どのような状態のところでもどのように出力をして、それから封入はどのようにしているといったことや、その部屋の出入りはどうなっているかということ、区が外向き、確認して、また結果も、例えば残りや漏れがないかといった、確認までしなければいけないと思いますが、その辺はどうなっていますか。</p>
介護保険課長	<p>委託業務につきましては、区としてはその委託の内容のモニタリングを行っていますので、その中で、実際にどういった作業をやっているのか、それが適正に行われているのかは確認をしていきたいと考えております。</p>
委員	<p>今の御答弁、私は甚だ不満です。つまり、モニタリングというのは、区はいろいろな業務でやっているのだけれども、結局、決められた定形的なことを聞くだけなのです。そうではなくて、やはり現地に行かなければいけないと思います。例えば、いろいろな委託などをして、マイナンバーカードなどでも個人情報情報が漏れているのです。漏れた後に調査に行っても遅いので、それは考えてください。</p> <p>次です。諮問第 43 号・第 44 号ですが、「世帯コード」とは何なのか。つまり、この業務専用のものなのかどうかということが 1 つ。あと、パッケージソフトを使うということですが、かなり不安に思います。というのは、個人情報は必要ないものは集めてはいけないという原則だと思いますが、この児童虐待に対して、その原則は違っていると私は思っています。つまり、被害状況を見て記録するというときに、見る人が、これが被害だと思わないと気が付かないこと</p>

	<p>が一杯あると思います。児童虐待があったとき、新聞記事などを見ますと、対応が後手に回っていたとか、気が付かなかったということがありますが、それを言うならば、むしろカスタマイズするぐらいで。例えば、誰がそれを見たのかということも含めるぐらい、後になっていろいろな検証ができるようにすべきだと思いますが、どうでしょうか。以上、2点、お願いします。</p>
子ども家庭支援 担当課長	<p>先ほどの「世帯コード」については住基の情報のコードになりますので、この業務専用には設けるものではありません。それから、パッケージですが、今、児童虐待のシステムの導入については、23区中20区が導入しておりまして、そのうちの15か所が、今回、うちが導入するシステムになっております。今御指摘いただいたとおり、児童虐待については、それぞれによって状況が全然違いますので、そういった、誰がいつ見て、どういう状況だったのか、それが時系列に、また、写真とか様々なデータをきちんと入れて判断できるようになっておりますので、そのパッケージを有効に使っていくことで、きちんとした情報の共有と管理ができると考えております。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今回、システムの開発、それから保守業務の外部委託ということになっていきます。今、システムの開発については、多分、15区が利用しているものを使うということですが、この保守業務の範囲なのです。私たちもパソコンの保守点検をやってもらうことがよくあるのですが、非常にセンシティブな内容が入っていて、保守業務をしてもらう場合に、そういうセンシティブな中身のものを外部の人が見る可能性があるのではないかとということで、大変心配しているのですが、その点について、セキュリティというか、どういうふうにして守っていく方法を取られるのか、その点を教えてください。</p>
子ども家庭支援 担当課長	<p>今の保守点検ですが、基本的にはシステムのプログラムのエラーとか、そういった場合の保守を考えていまして、定期的なものについてはプログラムがきちんと動いているかということなので、それについては個人情報に触れないのですが、画面を見て、どうしても個人のデータがうまく入っていかないとか、そういったことになった場合、今、委員に御指摘いただいたような個人情報に触れる機会がないということではありません。ただ、保守点検の場合については、外部との通信ができるような機器の使用を禁じるとか、今回、データ移行と同じような条件を設定して、職員が真横に付いて、個人情報について、最小限にとどめた上で点検をしていきますし、最終的にそれがきちんと動いているかの全画面の確認は職員が行いますので、最小限にとどめられるようにしていきたいとも考えております。</p>
委員	<p>15区が実施していて、信頼のおける民間事業者になるのだと思いますが、その点では非常に慎重にというか、配慮を持って是非やっていただきたいと思います。それから、基本情報のデータの入力はその事業者が行うのでしょうか、そういうセンシティブな部分の入力については直接関わった職員がやるのかどうか、その点を教えてください。</p>
子ども家庭支援 担当課長	<p>センシティブな情報につきましては、今お話があったように、担当する職員が個人で入れていくことになりますので、外部のほうにお願いすることはありませんし、目に触れないような状況です。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>

委員	18 ページの、生活状況等の情報の下から 2 番目の「口座状況」というのを具体的に教えていただければと思います。
情報政策課長	今回の新たな案件ではなくて、障害児通所支援事業という業務に、もともと登録のあった項目になっています。今回、18 ページで、個人情報登録票に新たに追加する項目については、下線の引いてある部分になります。この下半分の所で申し上げますと、一番右の端にある、社会活動等の情報の「利用先学童クラブ」が新しく加わるものです。
障害者施策課長	この「口座情報」ですが、こちらは障害児の通所支援の事業となっておりますので、児童発達支援サービス利用者等への負担金助成のための口座情報となっています。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	諮問第 42 号について確認したいのですが、委託先との授受の方法ということで、今回、磁気媒体が追加されるということなのですか。年間で 40,000 通、80,000 通、25,000 通と、かなりの量なのですけれども、磁気媒体を持って行くときに紛失してしまうリスクを考慮し、分割というようなやり方を杉並区でもよくやっているという以前から聞いているのですが、今回はどういったやり方になるのでしょうか。
介護保険課長	今御指摘のような、分割してということは考えていませんが、施錠のできる専用ケースに入れて、直接、その相手方に手渡しする、若しくは、セキュリティ便を使って確実に渡す。あと、データについても、パスワードを設定してセキュリティを確保するといった考えです。
委員	今回、印刷作業も含めて委託をするというふうに変更になるのですけれども、よく、システムをやっていると、印刷してみても出てきたときに、ずれているとか、情報が間違っていたとか、その現場で最後にチェックができるのですが、そういったチェックは杉並区では行わず、事業者任せになるというように認識してよろしいのでしょうか。
介護保険課長	今現在、現場において区の職員が実際に立ち会うことを想定しているわけではありませんが、そういった確認のために出力したもの、その処分とか取扱いについては、個人情報の取扱いに十分配慮した形でやっていただくということは、事業者に対しては重々指導してまいりたいと考えています。
委員	分かりました。あと、諮問第 43 号・第 44 号のほうでも、磁気媒体でということですが、これはシステム自体が杉並区の庁舎外の所のサーバ等にあるので、そちら側に持って行くような感じになるのですか。
子ども家庭支援担当課長	データ移行の作業場所については、高円寺子ども家庭支援センターを想定していますが、施設内で職員がデータを入れたパソコンを事業者へ用意した上で、外部とつながっていない情報政策課のサーバールーム内に設置するサーバに接続し、作業していただくので、データそのものをお渡しするとか外に出ることは一切ありません。
会長	ほかに御質問はございますか。ないようですので、御意見があれば、どうぞ。特にないようですので、報告第 32 号については了承、諮問第 42 号から第 44 号は決定とします。 続きまして、報告第 33 号と諮問第 45 号から第 47 号、諮問第 48 号について、事務局のほうから御説明をお願いいたします。

報告第 33 号、諮問第 45 号～第 47 号 諮問第 48 号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はどうぞ。
委員	報告第 33 号の教育指導の関係ですが、指導医に外部委託するとなっておりますが、この指導医というのはどういう立場の方で、そこはどのように情報のやり取りをする予定なのか、教えていただけませんか。
特別支援教育課長	この医師は、杉並区で区内の医師会から医療的ケアに対応できる医師を推薦いただき、教育委員会からの依頼によって対応することとなっております。 情報のやり取りは、実際に保護者、子どもに来ていただいて、いろいろ問診等をやっていただき、そこで記録をし、そのまま記録票を残して退席していただきます。
委員	主治医とのやり取りは、主治医からの意見書とかをその先生と一緒に御覧になるといえることですか。
特別支援教育課長	そのとおりです。
委員	諮問第 45 号から第 47 号ですが、今、御説明の中で「主治医の意見」という文言が何回か出てきました。そのことは、今回のこの記録のどこにあるのだらうと思うのですが。例えば、「治療等の状況」とか、「入院等の状況」とか、こういった文言の中にそこが紛れ込んでいるのですか。
特別支援教育課長	そこに含まれているという考え方です。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	先ほどの海外での不正出産のところ、パスポートの状況などが「住所等異動状況」の中にそれが含まれているので少しびっくりしたのですが、今回ここでまたびっくりしています。もう少し細かく書かなくてはいけないですよ。だって主治医は必ず関わってくるだろうから、主治医の名称とか、連絡先とかは、当然得ている情報だろうと思いますし、必要な情報だと思うのだけれども、それがここには文言として出てこなくて、「治療等の状況」の中に含まれておりますと言われても、私は困ってしまうのですが。
情報政策課長	情報政策課から少し御説明申し上げます。先ほどの件もそうなのですが、個人情報登録票については、項目を全て書き連ねずに、ルールをもってある程度くくらせていただいています。それは以前から同じ判断でくくっており、「氏名」の中にいろいろなものが含まれているのと同じような状況となっております。御理解いただければと思います。
委員	私はなかなか理解できないのですが、今後、私も理解できるように細かい懇切丁寧な御説明をどうかよろしくお願いします。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	1 点だけ、諮問第 48 号についてです。指定管理者に個人情報の取扱いを委ねるという中で、これは杉並区内に限った話ではなくというくくりの中で、指定管理者に情報管理を委ねたことによるセキュリティ事故が起きているのかどうか。起きているのであれば、そこからどういう事故の予防策みたいなものを今回の契約内容の中に付記しているのかを、教えてください。
地域施設担当課長	これまで区では、例えば地域集会施設として、既に地域区民センター等で指定管理者制度を導入させていただいております。その中で個人情報に係る事件、

	事故等があったのかということでお答えさせていただきますと、高井戸地区民センターで指定管理を導入してから既に8年ぐらいたっているのですが、そういった中では特に個人情報の取扱いについて何か事件が起きた、事故が起きたことはありません。
委員	区外の事例も含めて、何かしら事例があれば教えてくださいということですが、いかがでしょうか。
地域施設担当課長	集会施設の場合の個人情報の取扱い、今回の諮問にも書かせていただいています。主に集会施設の利用です。例えば、施設を使いたいので団体登録をしたいと。そういったときに名簿等を取り扱わせていただいています。杉並区においては集会施設の予約、利用者情報を「さざんかねっと」というシステムで管理していますが、システムに入力をする、その手続的なところを指定管理者にお願いしています。システムそのものを管理するとか、そういった業務はありませんので、そういったところで特に大きな事故が起きているということはありません。個人情報の取扱いについては、鍵付きのキャビネットに入れていただく等、適切に管理していただいているということです。
情報政策課長	他の自治体の件でよろしいでしょうか。特段、指定管理者において個人情報の事故があったということは、承知はしておりません。
委員	報告第33号、諮問第45号から第47号です。今回は人材派遣、労働者派遣ということで、人材派遣会社と契約し看護師が派遣されるということですが、こういった派遣看護師を区で契約するというのは、今までにあったのですか、それとも今回が初めてなのですか。
情報政策課長	学務課で人材派遣があり、健康診断の補助とか、移動教室というような所で看護師の派遣を受けている実績があります。
委員	今までは短期的な派遣だったということですね。今回は年度を通しての派遣になるということですね。派遣労働者との情報の授受の方法に「文書」と記載をされていますが、これはどのような文書がどのような形式でどのように渡されるのかということと、この派遣労働者との授受という書かれ方をしているのですが、派遣元には渡らないという書き方として受け止めていいのかどうか。
特別支援教育課長	派遣については、定例で定期的に管理台帳なども派遣元のほうに、看護師を通じて提出することになっており、勤務先とか、勤務名、何時に就業して何時に退勤したとか、そういったことを定期的に報告することになっております。
委員	勤務形態とかそういうやり方はやっていると思うのですが、この個人情報に関わって文書でやり取りをする、その対象が派遣労働者との授受の方法と書かれているのですよね。それは対象となる医療的ケアが必要な児童・生徒についての個人情報だと思うのですが、それについて、派遣元の会社のほうまでその個人情報は届くのかどうか。ここで見ると、今まではよく委託先との情報の授受の方法という形で書かれていたのですが、ここは派遣労働者という個人との受渡方法という書き方をしているのですよね。なので、そこはどうかと、個人情報についてです。
特別支援教育課長	児童・生徒の個人情報が派遣元のほうに渡ることはありません。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	永福三丁目複合施設の指定管理についてお伺いします。私どもは高井戸地区民センターの会議に時々出ているのですが、例えば指定管理したときに、駐車料

	金が今まで無料だったのが有料になるとか、利用者が不便になることが起こるのでしょうか。
地域施設担当課長	永福三丁目の複合施設については、今のところ駐車場の整備を予定しておりませんので、そういう有料・無料という話はありません。あと、指定管理者を導入する、イコール有料化というのは、区ではまた別の話として今取り組んでいまして、施設規模が大きくて採算が取れる施設を、行政改革の観点から有料化をさせていただいているというところです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	1つだけ質問です。教育指導のもので、医療的ケアの該当者は、今、大体どのぐらいいるのでしょうか。
特別支援教育課長	1名いらっしゃいますが、ただ、これは御自分でできるので、今回の本事業の対象となっております。現在のところは、そういった意味では0人となっております。
委員	あと1点だけ。ちょっと感じたところで、個人情報の項目で、「治療等の状況」とか「入院等の状況」を増やしているというのがあって、こういう情報はもともと、例えば担任とか養護教員とか、そういう方も把握する立場にあったのかという感じもしたのですが、その点はいかがですか。
特別支援教育課長	これは、今までこういった事例がなかったためです。今回の対象者は未就学で、まだ入学しておりません。今後入学する可能性があるということで、入学した後は、関係教員が業務に必要な範囲で共有は必要だと思います。
会長	ほかにないですか。では、私から1点だけ。25ページの下のほう、規模に「対象児童生徒 来年度1名（見込み）」となっているのですが、今、0人という話がありました。どういう関係になっているのでしょうか。
特別支援教育課長	今現在、小学校1年から中学校3年の中では0人となっております。現在、就学前、来年春から就学をするお子さんの中で対象児が1名見込まれている状況です。
会長	分かりました。ほかに御質問がなければ、質問を打ち切らせていただきます。御意見のある方はどうぞ。
委員	報告第33号、諮問第45号から第47号についてです。医療的ケアを日常的に行うために看護師がつくというのは、大変重要なことで、そのシステムを構築していくのは必要なことだと思いますが、労働者派遣という形をとって派遣看護師に今回の仕事ををお願いするのが、私はいかがなものかと考えています。本来であれば、区としてしっかりとそういった方を雇用するなり、区として契約するなりというようにやっていかなければ。情報は業務を行っている主体から離れば離れるほど漏えいしやすくなるという点から、私はリスクがあると思いますので、今回の諮問第45号から第47号については反対をさせていただきます。 また、諮問第48号についてですが、指定管理の導入ということで、本来であれば区がやらなければいけない業務を民間委託するということで、個人情報の漏えいのリスクが高まるということは、指摘をせざるを得ないということで、諮問第48号についても反対という意見とさせていただきます。
会長	ほかに御意見のある方。反対が1名ありましたが、ほかに。それでは、報告第33号は了承、諮問第45号から第48号は決定とさせていただきます。

	<p>続いて、諮問第 49 号、報告第 34 号と諮問第 50 号・第 51 号について、事務局から御説明をお願いします。</p>
<p>諮問第 49 号 報告第 34 号、諮問第 50 号・第 51 号</p>	
情報システム担当課長	<p>諮問第 49 号について説明する。</p>
情報政策課長	<p>報告第 34 号、諮問第 50 号・第 51 号について説明する。</p>
会長	<p>ただいまの御説明についての御質問がありましたら、お願いいたします。</p>
委員	<p>31 ページの諮問第 49 号です。システムの構築に終わりが見えてきたというところで、「再委託の禁止」を除外するという御説明があったかと思うのですが、その理由を教えてください。</p>
情報システム担当課長	<p>再構築する業務システムの中に、現在、委託している事業者で担当していない業務システムがあり、その業務システムについて別の事業者へ委託する必要があるからです。内容としては、証明書コンビニ交付システム等です。</p>
委員	<p>その場合、要は、再委託の禁止を除外するという事は、今の保守委託先からコンビニの証明書システムを委託する先に対して契約を持つということを確認するというお話だと思うのです。それは、区と直接契約することに支障はないように感じるのですが、その辺の検討の経過を教えてくださいませんか。</p>
情報政策課	<p>事業者選定の経過から、少しお話させていただきます。諮問事項説明書に記載しております基幹業務システムが該当します。説明書に書いてあります「住民基本台帳」、「住民税」など、主要 5 業務以外に、先ほど情報システム担当課長が申しました証明書コンビニ交付システム等についても改めて調達をし直すという内容でプロポーザルを実施いたしました。</p> <p>その結果、選定した事業者、RKKコンピュータサービスという事業者ですが、こちらの事業者が証明書コンビニ交付システムを持っていないため、別の事業者のコンビニ交付システムと併せて導入することとしました。そのコンビニ交付部分については、具体的には富士ゼロックスが保守委託を行うということです。ただ、契約はRKKコンピュータサービスが区と行い、RKKコンピュータサービスは富士ゼロックスに証明書コンビニ交付システムに関して再委託を行うと、そういった流れで再委託が発生していると。その点に関しては、区で事前にそういった申請を受けて承認したという経過があり、先ほど課長が答弁したような状況になっているということです。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今の再委託の件です。基本的には外部委託をするときに、委託の条件ということで「再委託の禁止」という欄にチェックが付いているかと思えます。過去に「再委託の禁止」を除外したことというのはあるのでしょうか。</p>
情報政策課長	<p>再委託の禁止を除外して、今回と同じように○を取って、再委託可能とした事案はありますが、個別具体的にこの業務ということは、すぐには思い浮かびません。最近あったものでは、空き家対策で代執行する際に、取り壊す事業者がものによって担当が変わるということで、そこは再委託可能にいたしました。</p>
委員	<p>過去にそういったケース、「再委託の禁止」を除外したケースはあるということですね。分かりました。あと、非常に根本的な話なのですが、今回、「再委託の禁止」を除外するという事で、区として、ここに関しては目を光らせてい</p>

	<p>かなくはないという懸念の部分はどういったものが考えられますか。</p>
情報システム担当課長	<p>一般的な内容ですが、区の情報セキュリティ対策基準という規定があります。その第 47 条に委託事業者が情報資産の取扱いを再委託している場合には、再委託先事業者の間接的な監督をしなければならないという規定がありまして、そういう点に十分留意したいと考えています。</p>
委員	<p>是非そのところに目を光らせていただいて、再委託してしまって問題があったと、そういったことがないように気を付けていただければと思います。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>今後、再構築ということが言われていて、今回、日本電子計算株式会社の問題が発覚して、国保とか通知表の問題が言われていて、既に 53 自治体となっています。クラウドのシステムの破綻ということが言われているのですが、杉並が今後、再構築するに当たって、そういう懸念や問題が発生しないのかどうか、その可能性はどうかということをお教えください。</p>
情報システム担当課長	<p>現在、クラウドの事件について様々な報道がされておりますが、事業者からこの内容について、どういう原因があったかについて詳細に聞く予定です。報道では、データが消えてしまったとか、そういう話がありました。区としては、当然こちらの内容について懸念しています。もとより事業者に対しては、データの保管は厳しくやっていただくとともに、遠隔地保管も考えていますが、さらに区でも独自にデータ保管をしてはどうかと検討を始めているところです。</p>
情報・行革担当部長	<p>今、課長が答弁したようなことですが、区が取り組もうとしているオープン化というものですけれども、私どもは後発自治体なのです。ずっとホストコンピュータを使っていて、23 区では当区を含めて 2 区しか残っていません。そうした中で、この審議会でもお話する機会があったと思いますが、新しいシステムに変えていかなければいけないと。システムのエラーというのは、人が間違えてプログラムしたことによって機械が間違える。ですから、人間のほうがちゃんとしていなければいけないというのがあります。</p> <p>今回の事件については、情報システム担当の職員は専門的な知識を持った者が多数おりますので、何が起きたのだろうというのはいろいろ分析しているのです。ただ、先方の業者も非常に混乱しているということで、なかなか情報が出てこない中で様々なチャンネルをもって情報入手すると同時に、当該の復旧が滞っている自治体がありますので、その情報も入手するようにしています。クラウドとかデータセンターがあるとか、現在においては、いろいろ御議論はありますが、全てそういうシステムにおいて情報社会が成り立っているというところもありますので、このシステムというのは導入せざるを得ないところもあると思います。なるべく最善な方法、ベターな方法をその都度研究しているところですが、先ほど来申し上げたように後発ですので、こういったことを 1 つずつ潰すチャンスが私どもにはあると思っています。</p> <p>ですから慎重に、令和 3 年 1 月の稼働を目指しておりますが、そこに向けては、今回の事件、事故についてはつぶさに研究して、委託する業者については何が問題であったのかというのを双方で潰し合って、そして新しいシステムを構築していこうという考えでおります。</p>
会長	<p>ほかに御質問はございますか。</p>
委員	<p>諮問第 50 号と第 51 号です。2 点伺います。まず、またデータ捜しですが、</p>

	<p>このデータはどこに含まれているのかというのをまた捜したいのです。というのは、たばこの管理に対して違反があったことが発覚するためには、誰かが通告すると思うのです。例えば、私が焼鳥屋に行きます。あそこは従業員もいるから、これから禁煙にしなければいけないのに、喫煙させているのは駄目だと私が東京都に電話するとします。そういう情報がどこに入っているのかがよく分かりません。それがまず1つです。「違反の状況」という文言があるから、これが新設ですからここに入るのかなと思います。</p> <p>もう1つは、私がそのようにして通告したという情報を、自身の自己情報コントロール権を行使して残してほしくないのですが、これは可能なのでしょうか。以上2点、お願いいたします。</p>
健康推進課長	今の点については、特段、記載や記録もしないということです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	これは、一般論として前も問題にしたのですが、再委託の場合というのは、今回についてはこの業者だからこのチェックを外すという意味なのか、それともこの業者が別の業者に、また再委託先を変えたいというときにも、チェックは外れているからOKという意味なのか、どちらなのでしょう。
情報システム担当課長	さらに再委託することについては、限定していますので。
委員	再々委託を言っているのではないのです。再委託先の業者を、要するに今回のチェックを外すという意味は、この事業者だからチェックを外すと言っているのかという意味なのですが。
情報システム担当課長	この事業者だから限定を外すものです。
委員	そうすると、個別に毎回、再委託業者が変わる場合は、許可が必要というのが一応、大本の規定なのですよね。
情報政策課長	再委託については、再委託をしたいということを委託先から言われ、それを許可するかどうするかというのは区の判断で行わせていただきます。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	再委託は、今回は、業者として技術を持っていないので、別の業者にお願いしたいからというところでの再委託だと。再々委託的なものは今、特にそこは規制しないというような話になっているのかと今のやり取りで思ったのですが、その辺はいかがでしょうか。
情報システム担当課長	再々委託については、当然、制限いたします。
会長	<p>ほかに御質問がなければ、質問を打ち切ります。御意見のある方はいらっしゃいますか。御意見も特にないようですので、報告第34号は了承、諮問第49号から諮問第51号は決定とさせていただきます。</p> <p>続いて諮問第52号・第53号について、事務局から御説明をお願いいたします。</p>
諮問第52号・第53号	
情報政策課長	案件について説明する。
会長	ただいまの御説明について、御質問のある方はいらっしゃいますか。
委員	40ページの下部に記載されている「住民基本台帳ネットワークシステム及び

	それに接続している既設ネットワークに関する調査表「市区町村版」というチェックリストなのですが、インターネットで検索した結果、作られているのが随分昔のもののように見えました。区ではかなり前に作られたものと同じものを作っているのか、それともインターネットに出ていないだけで、最新版というのがあるのかどうかを確認させてください。
区民課長	一応、毎年度更新しているところです。その中でいろいろなものを入れ込みながら、実情に合わせてやっています。
委員	安心しました。41 ページなのですが、訓練予定日に実対応が発生したという展開だったということだと思いますので、伺える範囲で当日の障害の内容について共有していただけますか。
情報政策課長	事案の概要ですが、マイナンバー法で定められた事務で利用している情報提供ネットワークシステムで、全国的に業務が利用不可となっている旨情報提供ネットワークシステムの運営主体から連絡がありました。復旧連絡があるまで、情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会、情報提供、符号取得要求等を実施することができないという状況でした。発生したのは、令和元年12月2日の0時29分頃ということです。符号生成と提供の業務については、回復までに時間が掛かったところですが、当日のうちに一応、復旧いたしまして、各主管課に連絡を取らせていただいたところです。随時復旧した形になっていますので、業務の中でこの部分が使える、この部分が使えないという状況については、各主管課のほうに連絡を取らせていただいたという状況です。これについては、区民の方への直接的な影響ではなくて、行政同士の情報のやり取りというところですので、影響は小さかったと考えています。
委員	今回のインシデントに関しては、訓練がインシデントレベル3を想定したものになっていたかと思うのですが、今回の障害に関してはこのレベルの当てはめでいうと、どれに該当するものになりますか。
情報政策課長	レベル3に該当するものと認識いたしました。
委員	そうすると、ある種、実対応。
情報政策課長	レベル1です。申し訳ございません。訂正いたします。
委員	分かりました。そうすると、インシデントレベル3の訓練というのは、年明けにでも改めて実施する予定なのか、それとも今回の実対応をもって訓練したということにするのかということだけ確認させてください。
情報政策課長	こちらについては、事案が発生したことをそれぞれ担当から上につなげていく情報の連絡網のようなものがありますので、そちらに連絡するのにどのぐらい時間が掛かったのかということを確認するつもりでしたので、この実際に起きた事案で訓練に代えさせていただいたというところです。
会長	ほかに御質問はございますか。
委員	今回、たまたま訓練が中止になったわけですが、是非もう一度やってほしいと思います。というのは、この訓練はもともと杉並区が住基ネットに入るかどうかという話をしていたときに、何かあったら住基ネットを切りますと、それを可能にするという条例をかなり早い時期に作ったわけです。そういった経緯で杉並区は住基ネットが動いているわけです。マイナンバーシステムの一番の基幹が住基ネットなわけですから、そのことをきちんと職員にも自覚、認識していただくためにも、この訓練をきちんとやってほしいと思います。

情報政策課長	今回、事案が発生して訓練を中止したのは、情報提供ネットワークシステムで、41 ページの訓練です。住基ネットの訓練は 40 ページに記載していますが、住基ネット緊急時対応訓練のほうは実施させていただきました。
委員	わかりました。
委員	今回、職員の皆さんに対してアンケートを行ったということで、住基ネットも情報提供ネットワークも同じなのですが、部署とか課によってそれぞれの設問を変えたりということが書いてありますけれども、どういうことを聞いているのでしょうか。
区民課長	質問の中ではログオフの状況、あとは格納場所等をきちんと理解しているか、さらには、緊急時があったときに、どのような手続を取らなければいけないのかということについて、それぞれの職員に聞いています。さらには、経験年数も確認しており、理解度も深めながら聞いているところです。特に、格納場所についてはそれぞれ職場によって異なりますので、そういったことへの理解度を、それぞれの課によって聞きながら回答を求め、その上で、きちんとやった上で次回の対策につなげているところです。
委員	アンケートについてです。以前、アンケート結果のようなのは出していただけていませんでしたっけ。こういう傾向があるとか、結果を見て質疑をしたような記憶があったので、そういったものは見られるものなのですか。
区民課長	アンケートの結果等については今集計して、次の第 5 回のときに毎年出しておりますので、従来どおりにやらせていただきたいと思います。
情報政策課長	補足させていただきます。今回の評価実施結果が妥当であったかどうか諮問いたします。これまでも運用監視部会で評価し、評価していただいた内容について、審議会で御報告していただいております。
会長	ただいま御説明がありました。本諮問については、細かくその適正さを確認すべきものと思われ。住民基本台帳ネットワークシステム・情報提供ネットワークシステム運用監視部会において事前の確認を行っていただき、その内容を第 5 回審議会にて、部会からの報告を受けて答申することとしたいと思っております。なお、部会の運営については、部会長の佐藤委員に一任したいと思います。よろしいでしょうか。では、事務局は部会長と調整して、部会の開催をしてください。 それでは、ただいま御審議いただいた諮問事項について、ここで答申をしまいたいと思っております。これから、事務局から答申案文を皆様にお配りして、御確認をいただきたいと思っております。
(答申案文の配布)	
会長	皆さん、お目通しただけでしょうか。このような内容で答申をしたいと思っておりますが、よろしいですか。
(異議なし)	
会長	それでは、答申文を情報・行革担当部長にお渡ししたいと思います。
(答申文の受領)	
会長	本日の議題は以上です。事務局から何かありましたらお願いいたします。
情報政策課長	本日、確定いたしました会議録を事務局からお配りいたします。また、次回の審議会について御案内させていただきます。令和 2 年 3 月 2 日月曜日 14 時からを予定しています。場所は、中棟 6 階第 4 会議室です。どうぞよろしくお願

	いたします。
会長	それでは、以上で、令和元年度第4回杉並区情報公開・個人情報保護審議会を終了とさせていただきます。本年は皆様方に変御協力いただきまして、無事、審議会を終了することができました。心より御礼を申し上げます。皆様、良いお年をお迎えくださるようお祈り申し上げます。ありがとうございました。